

# 心配ごと、悩みごと、 ひとりで抱えていませんか？

民生委員・児童委員は、あなたの「身近な相談相手」「地域の見守り役」として、その内容に応じ、関係機関への「つなぎ役」になります。



こんなときは民生委員・児童委員へ

- 在宅生活に関すること（毎日の介護で困っていること、福祉サービスや施設利用に関することなど）
- 暮らしのこと（近所付き合いに関すること、各種貸付制度に関すること、通学路などの危険箇所に関すること、高齢者虐待や障がい者虐待に関することなど）
- 家族関係のこと（親子関係に関すること、扶養に関することなど）
- 子育て・教育のこと（育児やしつけに関すること、いじめや不登校に関すること、非行や児童虐待に関することなど）
- その他困りごと（身体や障がいに関することなど）

どうぞ、お気軽にお声かけください!!

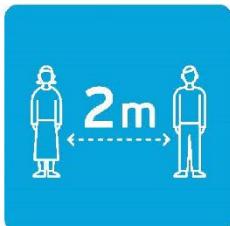


<安心してご相談ください>

民生委員・児童委員には、民生委員法に定められた守秘義務があり、相談内容が他の人に伝わることはありません。

【北海道からのお知らせ】健やかな毎日のために、地域全体で感染予防に努めましょう！

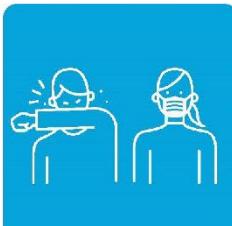
## 道民の皆さんへ「新しい生活様式」の実践をお願いします



いまは、  
きよりをとって



手を洗おう



咳エチケット



換気をしよう



3つの「密」を  
さけよう



テイクアウトや  
デリバリーも



オンラインを  
上手に使おう



新北海道スタイル

「新北海道スタイル」はじめよう。

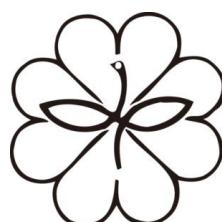
民生委員・児童委員は「新北海道スタイル」を実践し、感染予防に努めながら活動しています。



民生委員制度は、平成 29 年に 100 周年を迎えた歴史と実績を有する制度です。

民生委員制度は、大正 6 年に岡山県で創設された「済世顧問制度」に始まり、以来 100 年にわたり、住民の一員として、住民視点にたって安心して住み続けることができる地域づくりに取り組んできました。

この間、住民への相談支援とともに、昭和 40 年代以降、わが国初の「在宅ねたきり高齢者実態調査」をはじめ、「父子家庭の実態調査」「在宅認知症高齢者の介護者実態調査」などを実施。時代に先駆け、種々の福祉課題を明らかにするとともに、そうした社会的な課題改善のための全国運動に取り組み、その後の福祉施策の充実に貢献してきました。



民生委員・児童委員マーク